

認容シ難シ

第七項ハ

停電ノ場合ハ除キ認容ス

第八項ハ

容認シ難キモ更ニ考慮ス

第九項ハ

兼認

第十項

漸次設備ス

第十一項ハ

見舞金トシテ五十圓ヲ支給ス

(4) 職行側ハ罷業ヲ續行本月十日午後三時頃就業スルト称シ

テ工場ニ入りタルモ就業セス

争議不参加職工ニ対シ争議参加ヲ勧誘セリ

職工側ハ十二日午前七時三十分頃就業スルト称シ工場ニ

入り事業主ニ対シ七八月分ノ皆勤賞典ヲ支給セヨト迫リ

就業セザルヲ以テ事業主ハ友人奥根正次(元総聯合会

斯電気技友会員)ノ應援ヲ求メ対策協議ノ結果主謀者ヲ解

雇スルコトニ決定今日午前八時世分頃熊野九十九外五名

ヲ事務所ニ招致シ解雇ヲ通告シタルニ対シ飽迫解雇ヲ主

張スルニ於テハ一年間ノ生活ヲ保証セラレタリト述べ退

出セリ

(5) 職工側ハ事業主ノ態度硬化ニ狼狽シ対策協議ノ結果労働

組合ノ應援ヲ求ムルコトニ決定総聯合ニ應援ヲ求メタル

ニ本月十二日会長高山久藏自ラ應援ニ來リ午後二時頃事

業主側ト工場ニ於テ会見シタルガ偶然旧組合員奥根政次

(4)